

## 「出題の意図」

選抜区分	2022年度（選抜区分：一般選抜 後期日程） 法学部 両学科共通（科目名：面接）
出題の意図 (評価のポイント)	<p>法学部では、一般選抜後期日程において、面接による選抜試験を実施している。面接試験を実施する理由は、単に大学共通テストの成績のみで選抜するのではなく、対話形式で社会的問題への関心等を問うことにより、勉学への主体的意欲と幅広い素養を持った学生を選抜するためである。</p> <p>従って、面接にあたっては、①法学部生として必要とされる社会に関する基礎的知識と問題関心、②社会的問題に対する論理的思考力および多角的検討能力、③プレゼンテーションおよびコミュニケーション能力、④受験生の入学意欲や将来設計を含む志望動機等を中心に評価している。</p> <p>第1問では、学科の志望動機と入学後にどのようなことを学びたいかを、1分という時間設定のなかで、受験生が自分自身の言葉で順序立てて説明できるかを評価した。</p> <p>第2問では、成年年齢が18歳に引き下げられても、飲酒・喫煙については、依然、20歳未満の者に対して禁止されることの賛否を問うた。</p> <p>選挙権年齢を18歳とするなど、18歳、19歳にも国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められてきたことを踏まえるならば、民法においても18歳以上を大人として扱うのが適当であることや、世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流であることから、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられる。しかし、飲酒・喫煙については、禁止される年齢は変わらない。</p> <p>成年年齢改正過程では、一方で、「大人は自制する判断力ある者として自らの責任において摂取等が法律上許容されている」、「運転免許などの取得が法令上許容されていても、校則でこれを制限することによって、教育現場における混乱を防ぐことができていること」などの理由から、飲酒・喫煙可能年齢を引き下げべきとの意見があった。他方で、「生物的な発達に応じた医学的影響を勘案し、健康被害の拡大を防ぐ必要がある」、「非行防止の観点からは飲酒、喫煙が非行の引き金となる側面があること」などから、飲酒等の可能年齢の引き下げに反対する意見もあり、自民党が政府に提出した提言には両論が併記されていた。</p> <p>議論は多岐に亘るが、主たる争いは、国政や経済取引においては自己決定に基づく自己責任が問われる者が、飲酒・喫煙においては自己決定が許されないのはなぜなのか、すなわち、18歳及び19歳の自己決定を制約する必要性の有無にあるといえよう。</p> <p>本問では、受験生の多くがこれから直面するであろう事態を素材に、面接官との対話や応答を踏まえ、異なる意見に謙虚に向き合いつつ、18歳</p>

及び19歳の自己決定を制約する必要性の有無について自分なりの意見を立論する能力を有しているかを問うた。

第2問については、ある制度・ルールがあった場合に、なぜそのような制度・ルールになっているのか、そしてそれは妥当なものなのか（ルールの合理性）という点を考えていない受験生が多いことが判明した。「ルールがあるから、そのルールは正しい。」というのでは、当該ルールが妥当なものなのか、変える必要はないのかを全く考えていないことになる。およそ法学部を目指すのであれば、様々な制度やルールにつき、それらが本当に合理的なものであるのか、本当に変える必要がないのかを、とことん考えるようにしてほしい。

第3問では、最近の社会的事件・出来事について問うことで、受験生が、①社会的問題に関心を有しているか、②それについてどの程度の知識を有しているか、③それを説明する能力を有しているか、④質問された内容に対して的確な回答ができるかを評価した。